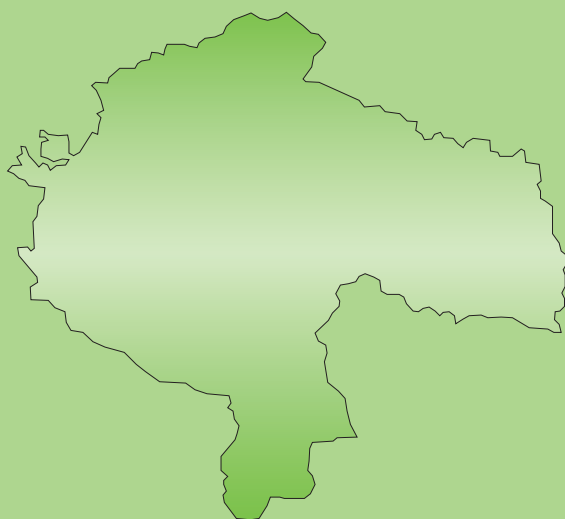


第4節 快適な生活環境の整備

- 4-1 計画的な土地利用の推進
- 4-2 環境保全対策の充実
- 4-3 資源循環型社会の推進
- 4-4 上下水道の整備
- 4-5 うるおいのある住環境の整備
- 4-6 道路・交通ネットワークの整備
- 4-7 水辺環境の整備
- 4-8 安全・安心な生活の確保
- 4-9 地域に合った景観づくり



前期計画期間の状況と今後の課題

1 土地利用

- 合併以降、本市の土地利用に大きな変化はなく、市域面積45,830haのうち、山林が約6割、農地が約2割を占めています。また、市域面積の2割を超える10,178haが都市計画区域に指定されています。都市計画区域内の用途地域指定は船引地域の一部のみで、その他は「白地地域」となっています。
- 今後も、豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、国土の均衡ある発展を図るためには、無秩序な開発などを抑制するとともに、将来的な土地利用構想に基づく長期的な展望に立った計画的な土地利用を誘導する必要があります。
- 特に都市計画区域においては、自然環境に調和した健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業の計画的な推進が求められています。
- 人口減少に対応したまちづくりの観点から、市民生活に必要な機能を集約し、暮らしの利便性向上を図るための検討も必要になっています。
- 平成26年4月までにすべての避難指示が解除され、学校やこども園も再開した都路地区では住宅や就労などの課題は残っており、住民の帰還を遅らせる要因となっています。そのため、持続的で創造的な暮らしを着実に実現する地域づくりが求められています。

2 環境保全

- 本市の貴重な財産である森林は、環境の保全や防災、水源のかん養、保健・レクリエーションの場など多様な機能を有していますが、開発や廃棄物の不法投棄、原発事故の影響で適切な整備ができなかったことなどにより、本来の姿が損なわれている地域もあります。
- 原発事故によって、今後、森林の放射線量の低減が必要になっています。
- 自然環境を保全することは長期的・広域的な視点からも大切であり、市民、事業者、行政が一体となって、森林の保全と育成、河川の水質や水辺環境の保全、生態系の保全に積極的に取り組む必要があります。そのため、日常生活や事業活動が環境へ及ぼす影響と市民・事業者の自らの責任や役割に関する意識啓発を図る必要があります。
- 市民生活では、ごみの分別収集が定着してきた一方で、生活様式の変化や都市化の進行に加え、原発事故による避難者や復興関連事業者の増加などにより、排出ごみの量が増加しています。
- ごみの処理は、滝根・大越地域は田村東部環境センター、船引・常葉・都路地域は田村西部環境センターでそれぞれ行うことを基本にしていますが、2つのセンターを弾力的に運用することにより、増加するごみを処理しています。
- ごみ処理量は年々増加傾向にあるため、分別収集の徹底や再資源化などをさらに進め、ごみの削減に向けたリサイクル活動を強化していく必要があります。

3 資源循環型社会

- 地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が深刻化する一方、家庭や事業者のエネルギー消費量は増加しています。
- 環境問題の多くは日常生活や経済活動が主因となっています。すべての人が自らの問題として自覚し、省資源・省エネルギーなど環境負荷の軽減に向けた取り組みを進める必要があります。
- 環境・エネルギー問題の解決に向け、太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、(小)水力発電など新エネルギーに関する市民・事業者の意識啓発を図るとともに、新たなシステムの導入など積極的な取り組みが求められています。

4 上下水道

(上水道)

- 本市には、阿武隈山系からの良質の水が供給されています。
- 安全でおいしい水を安定的に供給する上水道は、生活環境の向上や社会基盤整備の進展、さらに震災以降の民間アパートの増加により、給水量が増加しています。
- 上水道管の一部は設置から30～40年経過したものや石綿を使用したものがあるため、計画的に更新する必要があります。
- 給水区域内の普及率は86%（平成25年度）ですが、市全体の現住人口に対する水道普及率は56.7%と低くなっています。これは水道施設の整備が困難な小さな集落が点在しているためです。なお、上水道給水区域外の世帯では、井戸水などを利用しています。
- 本市では、これまでも給水収益が少ないために生じる財源不足を補助金で補てんしていますが、水道料金は高額にならざるを得ない状況にあります。

(下水道)

- 下水道は、生活環境の改善をはじめ、河川や湖沼など公共用水域の水質保全に欠かすことのできない社会資本施設であり、良好な生活環境づくりに向けた着実な推進が必要です。
- 前期計画期間（平成18年度から）においては、298.4ha（累計486.1ha）の区域に下水道を完備し、市街地区の整備をほぼ完了しました。
- 平成25年度末の接続率は44.3%であり、採算ラインといわれる85%には遠く及ばない状況です。今後は加入促進を図り、健全な事業運営に努めていく必要があります。
- 中山間地域である本市は、家屋などの集積がまばらで人口密度が低く、割高な整備や管理運営コストなど大きな財政負担となります。また、船引町東部台地区をはじめ、震災による住宅設備の損傷、原発事故の避難者などによる住宅の新築などが市内で急増しています。
- 今後は、地域特性に応じた効率的な下水道整備を図るとともに、公共下水道などの区域外においても合併処理浄化槽の普及に努める必要があります。

5 住環境

- 市内には街区公園が5か所、近隣公園が3か所、地区公園、運動公園、総合公園、風致公園^{※9}がそれぞれ1か所、計12か所の都市公園が整備されていますが、一部は老朽化が進んでいます。
- 公園や緑地は、憩いの空間として市民生活にうるおいと安らぎをもたらし、市民の交流やふれあいの場としても重要な役割を担っています。また、市街地や大規模工場、住宅地の緑化など、うるおいのある空間を形成することも必要です。
- 「ふれあいと賑わいの創造」をテーマに、船引駅複合施設を拠点とした周辺整備を実施しました。また、JR船引駅東側の船引東部地区土地区画整理事業により、道路や公園などを整備しました。
- 原発事故による避難などによって、住宅の新築などが市内で急増する一方、空き家も増加しています。今後は高齢化の進展による新たな住宅需要のほか、長期避難者の恒久住宅の整備が必要となります。
- 市営住宅の一部は老朽化が著しく、改修などの対策が必要となっています。平成25年度に策定した「田村市公営住宅等長寿命化計画」による長寿命化を図るとともに、多様化している価値観やライフスタイルなど市民ニーズに応じた住環境づくりに取り組みます。
- 市内の一部にある携帯電話不通話地域を解消していく必要があります。

※9

街区公園：主として街区内に居住する者の利用を目的とする公園で、1か所あたり0.25haを標準として配置

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園で1か所あたり2haを標準として配置

地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園で、1か所あたり4haを標準として配置

運動公園：都市住民全般の運動を目的とする公園で都市規模に応じ1か所あたり15～75haを標準として配置

総合公園：都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用を目的とする公園で都市規模に応じ1か所あたり10～50haを標準として配置

風致公園：自然条件を十分活用した公園で、樹林地、水辺地などの自然条件に応じ配置

6 道路・交通

(道 路)

- 本市には、高速道路や国道3路線、主要地方道4路線、一般県道13路線の国・県道があり、磐越自動車道船引三春ICへアクセスする国道288号は、船引バイパスの整備が進められています。
- 市の一体感を醸成し、広域的な観光ルートづくりや産業の振興を図る上で、国・県道の整備促進と高速道路、福島空港などを円滑に結ぶ交通ネットワークの形成が求められています。
- 起伏に富む本市には狭あいでの急カーブの道路が多いため、安全性の高い道路の早期整備が求められています。また、高齢者や障害者、子どもなど交通弱者の安全確保上からも、段差のない歩道を計画的に整備する必要があります。
- 市民生活に身近な市道、農林道の一部は未舗装であるため、通行に支障をきたしています。

(公共交通)

- 本市の公共交通体系は鉄道と路線バスが中心です。鉄道はJR磐越東線（6駅）が郡山市、いわき市に連絡し、路線バスは福島交通（株）が運行する13路線と三春町が運行する2路線の計15路線があります。
- 近年、公共交通の利用者数、特に路線バスの利用者は年々減少の一途をたどっていたこと、また、サービスの不均衡感が生じていたことなどの課題を解決するため、「田村市地域公共交通総合連携計画」による公共交通に関する各種施策を引き続き実施していきます。

7 水辺環境

- 河川は市民の日常生活にうるおいと恵みをもたらすだけでなく、生き物の生息の場としての役割も担っていますが、水質汚濁やごみの投棄、護岸整備など生息環境に及ぼす影響は少なくありません。
- 小規模河川が多い市管理の準用河川や普通河川は、ほ場整備事業や河川災害復旧事業を活用して整備していますが、改修に膨大な費用を要するため、計画的な河川整備に取り組めない状況にあります。
- 大滝根川など未改修箇所が多い一級、二級河川は、台風や洪水などの自然災害による被災の未然防止対策が求められています。
- 市民が水に親しみ、うるおいと安らぎを感じる水辺環境は限られており、気軽にふれあうことのできる親水空間の整備が求められています。

8 安全・安心な生活

- 震災及び原発事故を受けて改正された災害対策基本法において、高齢者や障害者などのいわゆる災害時避難行動要支援者を把握するための台帳整備が義務付けられました。高齢化の進展に伴い、避難行動要支援者に対する避難支援対策をより強化する必要があります。
- 市民アンケートでは、安全なまちづくり分野の優先的な取り組みに「子どもや高齢者が迅速に安全に避難できる体制を強化する」と「施設の耐震化やがけ崩れ危険箇所の整備など、防災基盤を強化する」が上位に挙げられています。
- 改正災害対策基本法を踏まえた地域防災計画を改定し、「減災のまちづくり」に向けて、市民・地域・関係機関とともに取り組んでいます。

9 景観

- 市民アンケートでは、生活環境分野の優先的な取り組みの第1位として「景観づくり活動（沿道の草刈、花づくりなど）」が挙げられており、市民の関心の高さがうかがえます。
- 今後、地域の特色を活かした景観づくりの仕組みを構築することが必要になります。

4-1 計画的な土地利用の推進

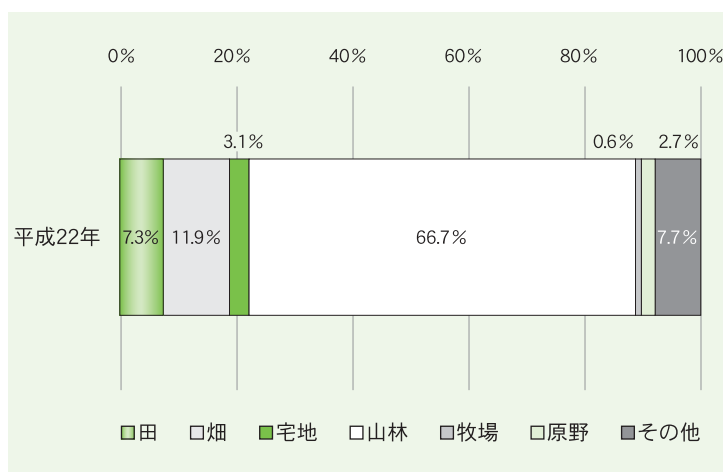
施策の方向性

- 地域の特性を最大限に活かす土地利用の推進

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
国道288号船引バイパス 周辺土地利用見直し	302.8ha (H17年度末)	302.8ha (H25年度末)	410.0ha (H33年度末)

現状



土地利用面積 (%) (税務課)



(写真) 船引町東部台地内

推進施策

① 計画的な土地利用の推進

- 開発行為は、自然環境や居住環境、景観などに配慮した適切な規制・誘導を図ります。
- 計画的な土地利用や都市施設整備を行うなど、秩序あるまちづくりを進めます。

② 都市的土地利用の推進

- 用途地域内の都市的未利用地は、用途地域ごとの規制に基づく有効利用を誘導します。
- 利便性の高い住環境と賑わいの創出に向けて、国道288号船引バイパス整備に伴う周辺地区の土地利用計画を見直します。また、土地利用の動向に即した用途地域の追加、変更など、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを検討します。
- まちづくり関連3法に基づき、地域の多様性と主体性を活かした個性あるまちづくりに向けて、適切な土地利用を誘導します。
- 利便性が高く、暮らしやすい、本市独自の「コンパクトシティ」の形成に向けて、研究・実践していきます。

関連計画・指針

名 称	計画期間
田村市都市計画マスタープラン	H19～H38
田村市中心市街地まちづくり基本方針（平成19年度策定）	期間設定なし

4-2 環境保全対策の充実

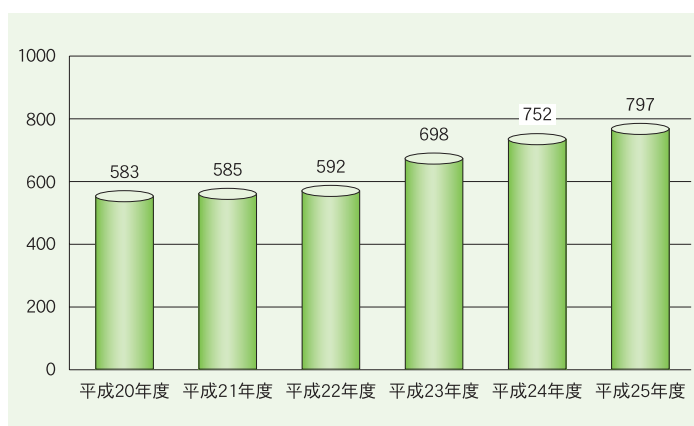
施策の方向性

- 地域に残る貴重な自然環境の保全と継承
- 市民・事業者の主体的なごみの排出抑制とリサイクル活動の促進

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
1人1日当たりのごみの排出量	560g/人・日 (H17)	797g/人・日 (H25)	600g/人・日 (H33)

現状



1人1日当たりのごみの排出量 (g) (生活環境課)



(写真) 清掃センターの見学

推進施策

① 自然環境の保全

- 田村市環境条例に基づき、市民・事業者・行政が協働して自然環境の保全に取り組みます。
- 地域に残る貴重な自然環境を保全し継承するため、市民参加による森林や河川、無秩序な開発の抑制と適切な維持管理に取り組みます。
- 本市は広域的な水源地域に位置しており、広葉樹などの植林による水源かん養機能の向上や下水道の整備など、水質の保全を図ります。
- 大切な自然環境の保全と市民の意識啓発に向けて、小・中学校における環境学習の充実や市民対象の啓発イベントなどを実施します。

② 生態系の保全

- 山林の適正管理や河川環境・農地の保全を進めながら、動植物の生態系の確保を図ります。
- 道路や河川の整備にあたっては、生態系に配慮しながら取り組みます。
- 里山の整備を進めながら、イノシシなどの鳥獣が人家に危害を及ぼすことのない生息環境を保全します。

③ ごみ処理体制の充実

- ごみの分別収集の徹底と効率的な収集・処理体制の充実を図ります。
- 市内ごみの資源化処理の一体化とリサイクル活動の拠点となるリサイクルセンターの整備を検討します。
- 産業廃棄物を適正に処理するため、事業者への周知・指導を徹底します。
- ごみ焼却炉の老朽化が進んでいるため、新たな焼却施設の整備を検討します。また、最終処分場の残容量が少なくなってきたため、新たな施設の整備を検討します。
- 廃止されている焼却場の解体を計画的に実施します。

④ ごみ減量活動の推進

- 地域の資源回収活動を支援するとともに、マイバック運動や過剰包装防止など、ごみの排出抑制を図り、「もったいない運動」の推進に取り組みます。
- 資源循環型社会を推進するため、先進事例から「3Rエコポイントシステム」や「グリーンコンシューマー育成」などを研究し、環境にやさしい暮らし（エコライフ）を市全体に広げるような取り組みを推進します。

⑤ し尿処理体制の充実

- し尿処理施設老朽化に伴い、新たな施設の整備を検討します。

⑥ 火葬体制の充実

- 増加する火葬に対応するため、平成24年9月に新たに整備した斎場のより一層の充実を図るため、業務委託や指定管理者制度の導入を検討します。

関連計画・指針

名 称	計画期間
田村市一般廃棄物処理基本計画	H18～H32
田村市分別収集計画（第7期）	H26～H28

4-3 資源循環型社会の推進

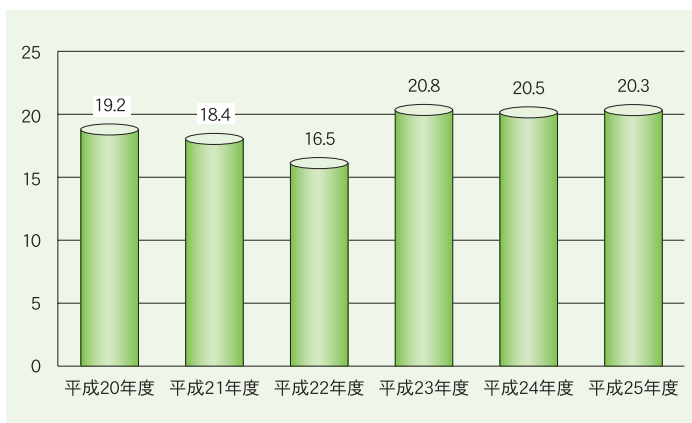
施策の方向性

- あらゆる世代に向けた環境教育の実施
- 市民・事業者・行政の協働による省エネルギー、新エネルギーの導入促進

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
ごみのリサイクル率	19.0% (H17)	20.3% (H25)	28.6%以上 (H33)

現状



ごみのリサイクル率 (%) (生活環境課)



(写真) 子供育成会による資源回収作業

推進施策

① 市民意識の啓発

- 市民・事業者の省エネルギーや新エネルギーに関する意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、生涯学習などを活用した普及啓発を図ります。
- 学校教育との連携強化を図り、次世代を担う子どもの意識啓発に取り組みます。
- 市民・事業者の新エネルギー導入を促進するため、相談窓口の設置や支援制度の創設を検討します。

② 省エネルギーの推進

- 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 広報紙などの有効活用により、地域・家庭における省エネルギーの推進を図ります。

③ 新エネルギーの導入促進

- 市民・事業者・行政の協働による新エネルギーの普及を推進します。
- 太陽光、風力、バイオマスなど、市内に潜在している新エネルギーの利用促進と関連産業の振興に取り組みます。
- 公共施設や公用車への新エネルギー採用を積極的に推進するとともに、市民と事業者の新エネルギー導入を促進します。

関連計画・指針

名 称	計画期間
田村市地域新エネルギービジョン	H20～H33
田村市地域省エネルギービジョン	H21～H33
田村市地球温暖化対策実行計画	H26～H30

4-4 上下水道の整備

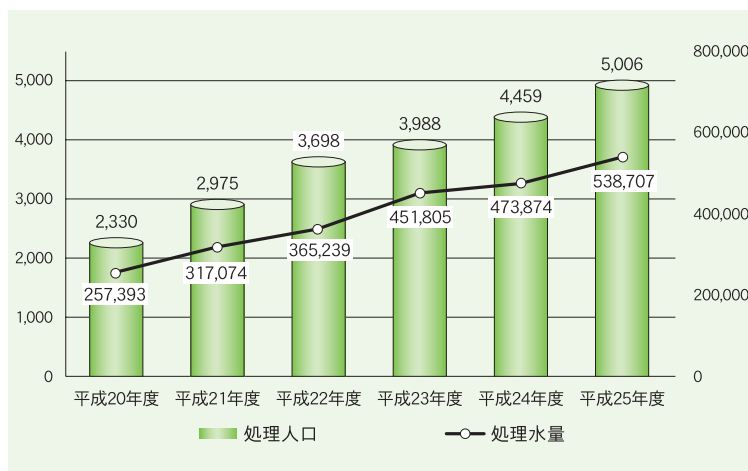
施策の方向性

- 良質な水の安定供給と、合理的で効率的な事業運営の両立
- 効率的な排水処理対策の計画的な推進

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
下水道事業認可区域内の整備率	24.9% (H17年度末)	74.5% (H25年度末)	87.4% (H33年度末)

現状



処理人口（人）、処理水量（m³/年）（下水道課）



（写真）下水道管敷設

推進施策

① 良質で安定した水の供給

- 長期安定的な水の供給と良質な水の確保に向けて、水道施設の計画的な保全・改修事業を推進します。
- 給水区域内の未加入世帯の加入促進に取り組み、水道普及率の向上を図ります。
- 企業誘致や各種施設の設置促進に向けて、工業団地などへの水道施設整備を推進します。
- 水道使用料金に直結する有収率向上を図るため、漏水の主因となる老朽管（石綿セメント管）更新事業を計画的に進めます。
- 合理的で効率的な事業運営に向けて、水道供給体制の再編などに取り組みます。

- 長期的な視点から、老朽化に伴う浄水場の更新、砂ろ過式から高度浄水処理方式（膜ろ過）への改良を推進します。
- 水道水を利用していない家庭に対しては、井戸水などの水質管理を呼びかけます。

② 下水道の整備と利用促進

- 「阿武隈川流域別下水道整備総合計画」、「阿武隈川上流流域下水道（田村処理区）全体計画」などによる、計画的で効率的な事業推進を図ります。
- 市街地周辺部の地域ごとの費用対効果を見極めながら、引き続き、供用区域の拡大を図ります。
- 原発事故による避難などによって住宅の新築が急増している地区の良好な住環境の形成に向けて、管路の延伸、公共ますの設置などを計画的に実施します。
- 健全な事業運営に向けて、人口動向や合併処理浄化槽の普及状況など地域状況を把握しながら定期的な事業の検証と見直しを行うとともに、対象者の加入促進を図ります。
- 設備の更新や重要点検が必要となる時期を迎え、維持管理コストの圧縮、平準化を期するとともに、県が管理する処理場経費の削減、企業会計の導入など、本格的な事業経営の改善策を進めます。
- 排水処理過程で発生する汚泥の適切な処理を進めるとともに、コンポスト化など資源の再利用に取り組みます。

③ 合併処理浄化槽の整備

- 生活雑排水による河川や用排水路などの水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、設置補助制度を継続し、合併処理浄化槽設置整備事業を推進します。
- 震災による住宅設備の損傷、原発事故による避難者の住宅新築など、市内で急増している住宅建築需要に対し、適切な浄化槽設置の指導と補助を実施します。
- 合併処理浄化槽の維持管理の適正化に向けて、浄化槽設置者の意識高揚に取り組みます。
- 避難指示解除などによる帰還に伴い、長期間使用されなかった浄化槽に不具合が生じる可能性があるため、適正な管理の指導と新しい浄化槽への転換を促進します。

関連計画・指針

名称	計画期間
田村市流域関連公共下水道全体計画	H18~H39

4-5 うるおいのある住環境の整備

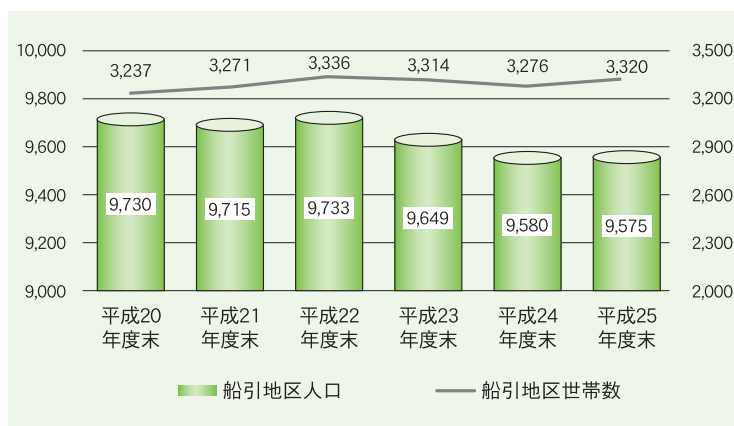
施策の方向性

- 需要に応じた住宅の確保
- 市民主体の緑化活動の推進

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
一人当たりの公園面積 (都市計画区域内人口一人当たり面積)	17.20㎡/人 (H17年度末)	23.73㎡/人 (H25年度末)	29.28㎡/人 (H33年度末)
中心市街地 (船引町船引地区及び今泉地区) の人口	9,535人 (H17年度末)	9,575人 (H25年度末)	9,800人 (H33年度末)

現状



(写真) 船引町東部台地区

船引地区人口（外国人含む）（人）、船引地区世帯数（世帯）（住民基本台帳）

推進施策

① 公園・緑地の整備と適正な維持管理

- 既存公園の計画的な修繕など適切な管理を推進するとともに、市民ニーズを反映した機能の検討と利用促進を図ります。
- 森林や河川を活かした緑地空間や散策道など市民が自然にふれあう空間形成に取り組みます。

② 緑化の推進

- 土地区画整理事業による新市街地をはじめ既存の住宅地や商業地、工業地、農村地域の緑化、花づくり推進など、市民主体の緑化活動を促進します。
- 市役所や幹線道路など公共施設などの街路樹、沿道の緑化を推進し、地域の緑化誘導を進めます。

③ 良好な居住環境の整備

- 田村市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化住宅の用途廃止に伴う市営住宅の供給不足の解消のため、新設や改修事業に取り組みます。
- 帰還を促進するための公的賃貸住宅を整備します。
- 高齢者向け集合住宅、子育て世帯を対象とした住宅や定住促進住宅などを整備します。また、空き家の利活用に取り組みます。

④ 地域情報基盤の整備

- 一部の携帯電話不通話地域について、携帯基地局の整備や新たな手法による通話地域の改善等、地域に応じた最適な方法で不通話が解消できるよう、携帯電話事業者や国への要望を積極的に行います。

関連計画・指針

名 称	計画期間
田村市公営住宅ストック総合活用計画	H18～H27
田村市緑の基本計画	H19～H33
田村市公営住宅等長寿命化計画	H26～H35

4-6 道路・交通ネットワークの整備

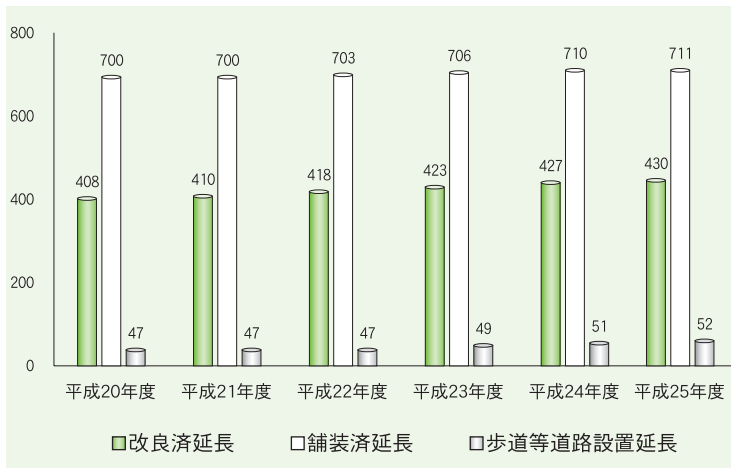
施策の方向性

- 復興への戦略的道路の着実な整備促進
- 市内の円滑な道路ネットワークの向上
- デマンド交通システムの利便性の向上

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
道路改良済延長（改良率）	387km（35%） （H17年度末）	430km（39%） （H25年度末）	460km（42%） （H33年度末）
道路舗装済延長（舗装率）	666km（60%） （H17年度末）	711km（64%） （H25年度末）	740km（67%） （H33年度末）
新デマンド交通の年間延べ利用者数	未実施	27,078人 （H25）	30,000人 （H33）

現状



(写真) 郡山大越線開通イベント

道路整備延長 (km) (建設課)

第1章

第2章

第3章

第4章

第1節

第2節

第3節

第4節

整備 快適な生活環境の

推進施策

① 幹線道路の整備

- 磐越自動車道や福島空港、県内主要都市へアクセスする広域ネットワークの形成と緊急時にも対応できる広域道路網の確立のため、スマートインターチェンジ、国道288号、国道349号、国道399号、主要地方道4路線、一般県道13路線の整備促進に向けて、関係機関に積極的に働きかけるとともに、市内のより円滑な道路ネットワークの形成に向けて、主要な市道の整備を進めます。
- 国道288号船引バイパス沿線へ「道の駅」の整備を図り、交流拠点化を目指します。
- 復興への戦略的道路に位置づけられる一般県道吉間田滝根線の早期整備を県に要請していきます。

② 生活道路の整備

- 通勤・通学路の安全性と快適性を確保するため、狭あいな急カーブなど危険箇所を有する生活道路の改良を進めます。
- 緊急時にも対応できるよう、砂利道の生活道路の舗装整備を進めます。

③ 人にやさしい道づくり

- 歩行者の安全を確保するため、通学路や市街地・集落内道路の歩道・自転車道整備とバリアフリー化を進めます。

④ 交通システムの充実

- 市民ニーズに応じた新たなデマンド交通システムについて地域の意向を把握し、より一層、利便性の向上を図ります。
- 路線バスの運行は、バス事業者との連携を図りながら、利用者の増加と適正な事業運営に取り組みます。

⑤ 鉄道の利便性の向上

- 鉄道事業者との連携を図りながら、ダイヤ改正や施設のバリアフリー化などを進め、利便性の向上による利用促進を図ります。
- 沿線自治体や各種団体などとの連携により、市外からの誘客を図るなど、鉄道を活かした地域活性化と利用者の増加に取り組みます。

関連計画・指針

名称	計画期間
田村市地域公共交通総合連携計画	H23~H32

4-7 水辺環境の整備

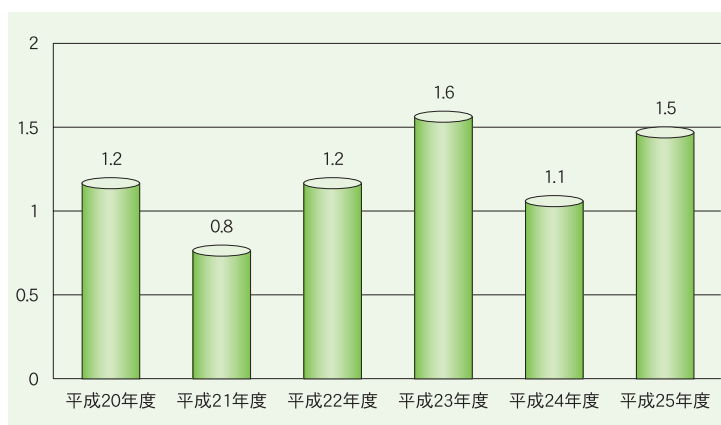
施策の方向性

- 洪水などの災害防止のための整備
- 市民参加による美しい水辺環境の保全の推進

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
BOD（生物化学的酸素要求量）	1.2mg/L (H17)	1.5mg/L (H25)	1.2mg/L (H33)

現状



(写真) 大滝根川清掃

BOD（生物化学的酸素要求量）(mg/L)（生活環境課）

推進施策

① 河川の整備

- 洪水などの被害を未然に防ぐため、大滝根川など一級及び二級河川の改修を国・県に要望します。
- 安定した農業・防災用水の供給が図られるよう、準用河川や普通河川の計画的な整備を進めます。
- 河川の整備にあたっては、その周辺一帯の動植物の生息・生育環境に配慮しながら取り組みます。

② 水辺に親しめる空間づくり

- 県との連携を図りながら、河川空間を利用した親水公園の整備を検討するとともに、遊歩道の整備を進めます。
- 美しい水辺環境の保全に向けて、市民参加による水質浄化やクリーンアップ作戦の開催、水質検査の定期的な実施、学校での環境教育の充実などに取り組みます。

4-8 安全・安心な生活の確保

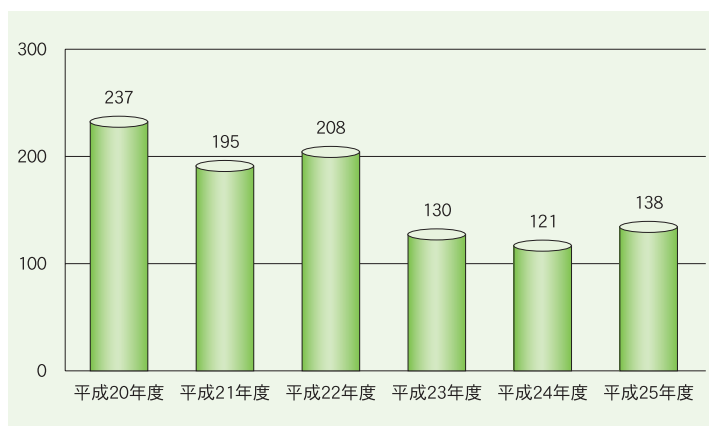
施策の方向性

- 自助・共助・公助の連携による防災・防犯力の向上
- 高齢者や障害者などの災害時における避難支援体制の構築

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
避難行動要支援者の支援体制構築	制度なし	一部の対象者に構築 (H25)	対象者全員に構築 (H33)
犯罪被害発生件数	データなし	138件 (H25)	0件 (H33)

現状



市内の年間犯罪被害発生件数（件）（田村警察署）



（写真）防犯パトロール出動式

推進施策

① 地域防災体制の充実

- すべての市民に、災害時の情報提供及び避難誘導を正確かつ迅速に行うために、防災行政無線による情報提供とともにインターネットや携帯端末利用による災害情報の提供システムの導入、さらには携帯電話各社との契約による緊急速報「エリアメール」の活用など、情報提供システムなどの整備と普及を図ります。
- 地域防災計画や国民保護計画に基づき、国・県と連携した災害時における二次災害などの予防・応急・復旧対策に至る防災体制の強化を図ります。

- 地域防災計画において定める災害発生時の避難基準、避難方法、災害種類ごとの避難場所の確保、避難行動要支援者支援体制の構築などの着実な実施に向けて、市民・地域・関係機関などと連携して取り組みます。
- 避難場所の周知徹底や避難所の安全確保とともに、防火水槽、消防車両、消防ポンプなどの消防設備や消防屯所、防災備蓄倉庫などの施設及び消防団員の安全対策や救助活動などの対応のための装備の充実強化を図ります。
- 防災訓練などを通じて市民の防災意識の啓発を図るとともに、消防団や地域の自主防災組織の育成を支援します。
- 郡山地方広域消防組合との連携を図り、効果的かつ効率的な消防活動を行うため、田村消防署の整備に向けた協議を進めます。

② 交通安全対策の推進

- 警察や県、交通安全協会など関係機関・団体との連携により、高齢者や子どもを対象にした交通安全教室、学校や家庭、地域、職場における交通安全思想の普及を図り、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。
- 交通危険箇所の点検と把握を行い、交差点の改良やガードレール・歩道の整備など危険箇所の解消に取り組みます。

③ 地域防犯体制の充実

- 家庭、地域、学校、警察、職場、行政が一体となった地域の防犯体制を強化します。
- 防犯灯や街路灯・防犯カメラの設置、地域コミュニティの醸成など犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。
- 1市1署の警察署再編に向け、積極的な誘致活動を展開します。

④ 消費生活の保護

- 詐欺などのトラブルを未然に防止するための指導や情報提供など、消費者の意識啓発に取り組みます。
- トラブルの未然防止や消費者の不安軽減のため、消費生活に関する情報収集と相談体制を充実します。

関連計画・指針

名 称	計画期間
田村市耐震改修促進計画	H20～H27
田村市震災等復興ビジョン	H23～H32
田村市国民保護計画（平成26年度策定）	期間設定なし
田村市地域防災計画（平成26年度策定）	期間設定なし

4-9 地域に合った景観づくり

施策の方向性

- 原風景となる良好な自然景観と文化的景観の継承
- 市民・事業者・行政の協働による魅力的な景観の形成

施策の指標（到達点）

	基本構想策定時	現状	目標
不法投棄量	—	9,770kg (H25)	5,000kg (H33)

現状



(写真) 大越地区のひまわり畑

推進施策

① 自然景観の保全

- 関係法令に基づく自然環境の保全に取り組むとともに良好な景観を望むことができるといった視点を心がけます。
- 福島県産業廃棄物監視委員及び防犯パトロール員との連携を図りながら、山林や河川へのごみの不法投棄の防止対策に取り組めます。

② 農村景観の保全

- 主要幹線道路など主要な視点から見通すことができる農地については、所有者や地域の協力を求めながら、営農の継続や景観形成作物の栽培などを働きかけます。
- 耕作放棄地等などに放置されている建設資材や廃車の撤去を促します。
- 地域の協力を得ながら、集落内の道路沿線や集会施設などの緑化に取り組めます。

③ 良好な街並み景観の創出

- 都市計画法や景観法に基づく制度を活用しながら、建物の統一や緑化など、良好な街並み形成に向けた取り組みを誘導します。
- 周辺の景観に配慮した公共施設や道路標識などのサイン整備を進めます。

④ 景観形成を進める仕組みづくり

- 市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を進めるとともに、必要に応じ、景観条例の制定を検討します。
- 電柱などへの無許可のチラシなどについては、業者への指導の徹底と防犯パトロール員及びボランティアの協力により、その除去を行います。

第1章

第2章

第3章

第4章

第1節

第2節

第3節

第4節

快適な生活環境の
整備